

Technical Line

EUの企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)がEU域外の多国籍企業に与え る影響

目次:

概要	1
適用対象企業の範囲	3
EU 規制市場に上場してい る負債性証券または持分 証券を有する EU 域外企 業	3
子会社	3
報告オプション	4
追加的な EU 域外企業の連 絡報告	6
適用時期	7
必要な開示場所	8
ESRS の開示要件	9
重要性(マテリアリティ)	10
タクソノミー要件	10
保証要件	11

重要ポイント

- 米国多国籍企業を含む EU 域外に本社を置く多くの企業は、EU の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づき、広範なサステナビリティ情報の開示を行う必要があります。これらの企業は、CSRD の適用対象であるかどうかを慎重に評価し、いつ適用を開始すべきかを特定する必要があります。
- 適用対象となる企業は、複雑な EU タクソノミー規則の要件も満たす必要があります。
- 適用対象となる企業は、CSRD および欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)で要求される情報をどのように収集するか、また、新しいプロセス、システム、および統制を構築する必要があるかどうかを検討する必要があります。
- 欧州委員会(EC)は 2025 年 2 月、CSRD の要求事項の適用範囲と規模を大幅に縮小す
る「オムニバス簡素化パッケージ」を提案しました。

概要

2023年1月に最終化された欧州連合(EU)の立法による法令である企業サステナビリティ報告指令(CSRD)¹には、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が当初策定した欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)が定める報告フレームワークに基づいて、サステナビリティ情報を報告する義務が盛り込まれています。

CSRD の適用範囲は広範囲に及び、EU 域内の企業だけでなく、EU域内の子会社や支店を通じて EU 域内で事業を展開するEU域外の上場企業および非上場企業にも影響を及ぼします。さらに、CSRD には EU 域外企業のみに適用される特定の報告要件も含まれています。



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

企業がCSRDの適用対象となるかどうかを判断することは、特にEU域外に本社を置く企業にとって複雑なプロセスとなる可能性があります。そのため、すべての企業は、自社がCSRDの適用対象となるか、また適用対象となる場合にはどのような影響を受けるかを慎重に評価する必要があります。

欧州委員会(EC)は2025年2月、CSRDの要求事項の適用範囲と規模を大幅に縮小する「オムニバス簡素化パッケージ(以下、オムニバスまたはオムニバス・パッケージ)」を提案しました。本書は、オムニバス・パッケージの潜在的な影響を反映するため、「基準設定」ボックスを追加して更新されています。

EU指令(CSRDおよびオムニバス・パッケージによる潜在的な変更を含む)は、EU加盟国に対して法的拘束力を有しますが、加盟国は指令を国内法化する際に、要求される結果を達成するための形式や方法を選択する一定の裁量権を有しています。個々のEU加盟国は、報告範囲や報告要件を拡大する(しばしば「金メッキ(上乗せ規制)」と呼ばれる)ことが可能です。

CSRDには、EU加盟国が個別に適用できるオプションも記載されています(例えば、企業の法定監査人以外の独立した保証提供者が保証を提供することを認めるなど)。したがって、企業は、関連するEU法域の国内法を監視し、自社がどのように影響を受けるかを判断する必要があります。

さらに、すべてのESRSは、EUの行政機関であるECによる規則(「委任法」と呼ばれる)を通じて発行される必要があります。EUは、第一弾のESRSに関する委任法を2023年7月31日に発行しました。

EU域内に重要な事業拠点を有するEU域外の上場企業および非上場企業(例えば、米国企業など)は、CSRDの要求事項の適用対象を詳細に評価し、自社がどのように影響を受けるかを判断する必要があります。



基準設定

ECがオムニバス・パッケージで掲げた目標は、報告義務を25%削減し、企業がイノベーションと競争力強化に注力できるようにすることです。

提案されているオムニバス・パッケージには、CSRDに大きな影響を与える以下の立法案が含まれています。

- ▶ 特定の企業に対するCSRD報告義務の適用開始を延期する指令
- ▶ CSRD報告義務の対象となる企業の範囲、および報告義務の範囲を改定する指令
- ▶ EUタクソノミーの報告義務を改訂する委任法

ECは、ESRSを改定して、企業が報告しなければならないデータポイントの数を削減する委任法も発行する予定です。

提案されている変更の影響は大きいと予想されます。ECは、オムニバス・パッケージにより、80%の企業がCSRDの適用対象から除外され、EUタクソノミー報告義務が70%削減されると推定しています。

提案されている指令は、欧州議会および欧州連合理事会の承認が必要となる共同立法手続を経る必要があります。これらの指令は、最終的には各加盟国によって国内法に組み込まれる必要があります。

EUタクソノミーおよびESRSの報告義務を改正する委任法は、共同立法手続を経ることはなく、ECから発行される予定です。

現行の CSRD の報告義務は、オムニバス・パッケージが立法プロセスを完了するまで引き続き適用されます。一方で、企業は提案されている変更の内容を理解し、その進捗状況を監視することが重要です。提案されている変更に関する追加の考慮事項については、EY の出版物 ***How to navigate the EU Omnibus Simplification Package*** をご参照ください。

適用対象企業の範囲

EU規制市場に上場している負債性証券または持分証券を有するEU域外企業

CSRD は、EU 規制市場に上場している持分証券又は特定の負債性証券を有するEU域外企業(例えば、米国に本社を置く企業)であっても、零細企業(従業員数が10名未満で、年間売上高(すなわち、収益)が 90万ユーロ未満又は貸借対照表合計(すなわち、総資産)が45万ユーロ未満² の企業)を除き、適用される。

この適用対象企業の範囲は、有価証券を上場している法人を基準としています(例えば、EU規制市場に有価証券を上場している子会社は、設立した法域にかかわらず、以下の適用対象企業分析を考慮する必要があります)。

EU域内で1億5,000万ユーロ超の純売上高を計上し、EU域内に子会社はないものの、EU域内で4,000万ユーロを超える純売上高を計上する支店を有するEU域外企業については、「**追加的なEU域外企業の連結報告**」の項を参照してください。

子会社

CSRDは、以下の企業(EU域内に所在し、EU域外企業の子会社である企業を含む)に適用されます。

- ▶ EUの規制対象市場に上場している証券(持分証券または特定の負債性証券)を有するすべての企業(零細企業を除く)
- ▶ EU企業である「大企業」。これは、以下の条件のうち少なくとも2つを満たす企業を指します。(1) 純売上高が5,000万ユーロ超、(2) 総資産が2,500万ユーロ超、(3) 年間の平均従業員数が250人超²
- ▶ 法的形態は問わず、保険会社および信用機関(零細企業を除く)

これらの条件は、EU企業に対して、判定単位がEUの財務報告義務の適用対象であるかどうかにかかわらず、単体ベース(すなわち、個々のEU子会社単位)および、EU企業の連結ベース(EU企業のEU域外子会社を含む)の両方で適用する必要があります(すなわち、EU企業は、EU子会社およびEU域外子会社を含む連結ベースで上記の基準を満たしているかどうかを評価する必要があります)。

弊法人のコメント

多くの EU 域外企業は、税務上の目的で設立された EU 持株会社(アイルランド、オランダ、ルクセンブルクの子会社など)を有しています。CSRD は、上記の条件のいずれかを満たす EU 持株会社(EU および EU 域外子会社を含む)に適用されます。EU 持株会社が単体(子会社を含まない)で条件を満たしていない場合、当該単位での財務報告を行わない場合、および/または EU 域内で重要な事業を行っていない場合でも適用されます。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージは、CSRD の適用対象を、以下の 2 つの条件の両方を満たす企業に変更するものです。

- ▶ 年間平均従業員数 1,000 人超、かつ
- ▶ 純売上高が 5,000 万ユーロ超、または総資産が 2,500 万ユーロ超

これらのしきい値は、上場企業と非上場企業の両方に適用されますが、上場中小企業(SME)は適用対象から完全に除外されます。この提案された条件では、CSRD は、従業員数が 1,000 人を超える企業のみに適用されますが、現行の CSRD では、例えば、純売上高と総資産の条件の両方を満たすものの、従業員数が 250 人未満の企業も適用対象となっています。

報告オプション

EU域外企業は、子会社がCSRDの適用対象であると判断した場合、どの会社が報告書を発行するか、その報告書の範囲にどの会社までを含めるかを評価する必要があります。これは、親会社がESRSに完全に準拠した連結での報告書に子会社を含める場合、EU子会社単位の個別の報告書の発行を免除できるためです(「子会社免除」)。

個別報告(大企業かつ上場企業)

上場企業で上記の大企業の条件を満たす企業は、EUおよびEU域外子会社を含めて、CSRDに準拠した個別の報告書を発行する必要があります。つまり、子会社免除を適用することはできません。

個別報告(大企業かつ非上場のEU子会社)

CSRDは、大企業かつ非上場のEU子会社に対して、いくつかの報告オプションを用意しています。例えば、適用対象となる各EU企業は、ESRSに完全に準拠した自社の報告書を発行することができますが、その報告書には子会社(EU域内とEU域外の両方)を含める必要があります。

連結報告(EU親会社を持つ、大企業かつ非上場のEU子会社)

EU域内の親会社が ESRSに完全に準拠した連結報告書に、適用対象となるEU子会社を含める場合、当該EU子会社単位の個別の報告書の発行は義務付けられていません(つまり、免除されます)。つまり、EU子会社は、自社単独で上記の適用条件を満たしていても(ただし、大企業かつ非上場)、ESRSに完全に準拠したEU親会社の連結報告書に含まれている場合は、個別の報告書の発行は義務付けられません。

連結報告(EU域外親会社を持つ、EU非上場子会社)

同様に、CSRD適用対象である EU子会社(大企業、かつ上場企業ではない)が、EU域外親会社の連結サステナビリティ報告書に含まれており、ESRSまたは同等とみなされる報告基準に完全に準拠している場合、個別のサステナビリティ報告書の発行は義務付けられていません。欧州委員会は、同等性の要件、および、何が同等の基準かを決定していませんが、同等の基準は環境、社会、ガバナンス(ESG)のトピック(つまり、気候変動のトピックだけでなく)を網羅し、後述のダブルマテリアリティの概念の使用を義務付けることを要求しています。

非上場EU子会社のEU域外親会社による疑似連結報告

2030年までの経過措置として、EU域外親会社は、CSRD報告の目的上、EU子会社の中から1社を選択し、CSRDの適用対象となるすべてのEU子会社(当該子会社のEU域内および域外の子会社を含む)を連結することができます。選択した子会社には、財務報告目的では連結対象とならないEU子会社も含まれます。つまり、CSRD報告のために選択したEU子会社が連結する会社は、財務報告目的のために連結する会社とは異なります。ただし、選択するEU子会社は、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度において、EU域内において(該当する場合は連結ベースで)最大の売上高を計上したEU子会社の一つでなければなりません。

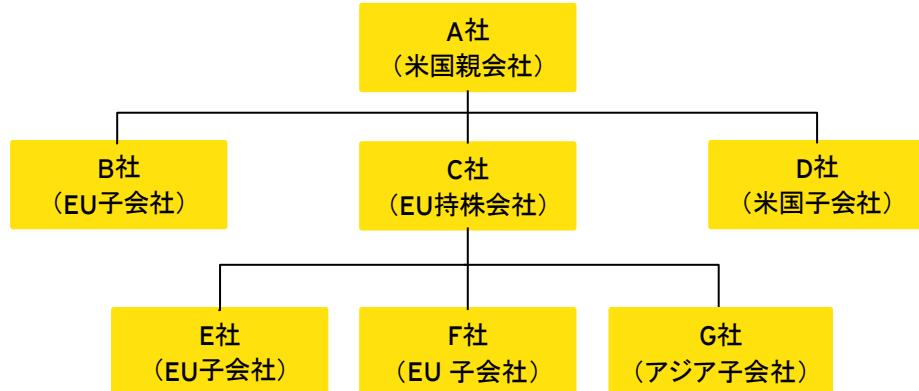
以下の例は、これらの異なる報告オプションが、比較的単純な資本構成を持つEU域外企業グループにどのように適用されるかを示しています。

CSRD のもとでは、
大規模かつ上場企
業でない EU 域外企
業には、いくつかの
報告オプションが用
意されています。

図 1-単純な資本構成を持つ EU 域外企業グループの報告オプション

前提:

企業Aは米国に本社を置く親会社であり、以下のような構造を持っている:



- ▶ B社は大企業である(上記の適用対象企業の範囲のセクションで述べたとおり)。
- ▶ C社は、単体では大企業ではないが、連結ベースでは大規模グループである。
- ▶ E社は大企業で、EU規制市場に上場している。
- ▶ F社は大企業である。
- ▶ この他に子会社はない。
- ▶ C社は、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度において、EU域内で最大の売上高を計上したEU子会社のひとつである。

分析:

CSRDの適用対象となる連結グループ内のEUに拠点を置く企業は、いくつかの異なる方法で報告義務を順守することができます。以下の各シナリオは、グループが報告義務を順守できる方法を示しています。

- ▶ **個別報告:** E社は大企業で上場しているため、単体のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。この報告オプションでは、B社、F社、C社(C社の全子会社を含む)も個別のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。
- ▶ **EU内での連結報告:** E社は大企業で上場しているため、単体のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。この報告オプションでは、B社とC社(連結ベースで、C社にはE社、F社、G社が含まれる)も個別のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。F社は、親会社であるC社の連結サステナビリティ報告書に含まれているため、個別に報告する必要はない。
- ▶ **EU域外の親会社単位での連結報告:** E社は大企業で上場しているため、単体のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。A社(子会社を含む)は、ESRSに完全に準拠したサステナビリティ報告書を提出することができます。この報告オプションでは、B社、C社(単体または連結ベース)、F社は、A社の連結サステナビリティ報告書に含まれるため、個別に報告する必要はありません。
- ▶ **疑似連結報告:** E社は大企業で上場しているため、単体のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。2030年まで、C社(すべての子会社を含む)は、B社を擬似連結した上でサステナビリティ報告書を提出できます。B社は、財務報告上、C社に連結されていないにもかか

わらず、サステナビリティ報告書に含まれます。2030年以降は、別の報告オプションを選択する必要があります。

弊法人のコメント

CSRD 適用対象となる子会社を有する EU 域外企業の報告単位を決定することは、複雑な作業になる場合があります。EU 域外企業は、以下の点を考慮するとよいでしょう。

- ▶ 既存のデータ収集システム、プロセス、および統制の範囲(EU 域内およびグローバル)
- ▶ EU 規則を順守するために提供したい、または公に提供することに抵抗のない情報の量(状況により企業は開示を EU 子会社の情報に限定したいと考える場合があります)
- ▶ 連結単位での情報開示の要件(つまり、EU 子会社の報告要件を満たすために EU 域外企業として連結報告を行う企業は、後述のように、連結単位で別途報告を行う必要はありません)



基準設定

オムニバス・パッケージにより、CSRD の適用対象となる企業の数が減少します。CSRD 適用対象となる子会社を有する EU 域外企業は、当初の適用範囲を見直し、適用対象として残る子会社、および選択した報告オプションが依然として適切であるかどうかを判断する必要があります。

例えば、疑似連結オプションを用いて CSRD 報告書を作成する経過措置を選択していた企業は、CSRD に基づく要求事項の適用開始を延期する指令が国内法化されると、この報告オプションによる救済措置のメリットが薄れると判断する可能性があります。これは、企業が 2030 年までしか利用できない疑似連結アプローチの期限が、オムニバス・パッケージでは変更されないためです。

2028 年まで報告が延期された場合、企業は、2028 年に疑似連結を使用して報告した後、2030 年以降に別の報告オプションを選択する必要があるため、このアプローチでは十分な負担軽減が得られないと判断する可能性があります。その代わりに、短期間でアプローチを変更する必要がないよう、別の報告オプションを選択することが望ましいと判断するかもしれません。

追加的なEU域外企業の連結報告

これとは別に、EU域内での純売上高が1億5,000万ユーロを超える、かつ以下のいずれかを有する EU域外企業は、2028年から最終親会社の連結単位で報告を行う必要があります。

- ▶ CSRDの適用対象となる子会社(上記「子会社」の項で定義)
- ▶ EU域内の純売上高が4,000万ユーロを超える支店(EU域外企業がCSRDの適用対象となる EU 子会社を持たない場合)

CSRDの適用対象となるEU域外企業は、以下の基準のいずれかを適用して、連結単位で報告することができます。

- ▶ EFRAGが策定中の別個のEUのサステナビリティ報告基準
- ▶ ESRS
- ▶ EUの基準と同等とみなされる基準(ECはまだ決定していない)

別個のEUサステナビリティ報告基準はまだ策定されていませんが、ESRSに含まれるすべての報告分野を網羅するものではないと予想されます。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージでは、EU 域外企業の連結報告のしきい値を変更し、EU 域内での純売上高 4 億 5,000 万ユーロを超える、かつ以下のいずれかを有する EU 域外企業は、最終親会社の連結単位で報告を行う必要があります。

- ▶ 以下の条件のうち少なくとも 2 つを満たす EU 子会社 (1) 純売上高が 5,000 万ユーロ超、(2) 総資産が 2,500 万ユーロ超、(3) 年間の平均従業員数が 250 人超
- ▶ EU 域内で純売上高 5,000 万ユーロ超の支店

本提案により、EU 域外の連結会社および EU 域内の支店の純売上高のしきい値が引き上げられる一方、EU 域内に大企業である子会社を有するという条件は変更されません(つまり、大企業である子会社のしきい値は引き続き 250 人の従業員であり、上記の CSRD 適用対象の定義のように 1,000 人に引き上げられることはありません)。

弊法人のコメント

CSRD は、EU 内での純売上高 1 億 5,000 万ユーロを、企業がどのように算定すべきかについて規定していません。一部の企業は、この金額に EU 域外企業が EU 内の顧客から得た収益も含めるべきかどうかについて疑問を呈しています。また、EU 子会社が EU 域外の顧客から得た収益も含めるべきかどうかについて疑問を呈する企業もあります。

弊法人の現時点での理解では、企業は、その収益を生み出した企業の所在地にかかわらず、顧客が EU 域内に所在するかどうかによって EU 域内の収益を計算すべきであると考えます。

適用時期

CSRD は、企業の規模に応じて、次の時期に適用開始され、翌年に報告を行います：

- ▶ 2024年度：非財務情報開示指令(NFRD: Non-Financial Reporting Directive)の対象となつた企業(すなわち、その年の平均従業員数が500人を超える上場大企業)、およびNFRDのしきい値を満たすEU規制市場に株式上場しているまたは特定の負債性証券を有するその他の上場企業(EU域外企業など)
- ▶ 2025年度：2024年度に報告対象とならない大企業
- ▶ 2026年度：上場中小企業(SME)(ただし、2年間追加的にサステナビリティ情報を提供しないことを選択し、その理由を開示する場合を除く)、また、小規模かつ複雑でない信用機関およびキャピティ保険会社。
- ▶ 2028年度：CSRDの対象となるEU域外企業(すなわち、上記の適用対象範囲に記載された、EU域外企業の追加的な連結報告の要件となるしきい値を満たすEU域内の子会社または支店を持つEU域外親会社の企業グループ)

以下の表は、様々なタイプの暦年企業に対する適用開始日と、その企業が従うべき報告基準の一覧です：

報告企業の種類	適用開始日	報告開始年度	報告基準
すでにNFRDの適用範囲に含まれる企業、及びその他の従業員500人超の大企業かつ上場企業	2024年1月1日	2025	ESRSの第1セット: ▶ 横断的基準

大企業であるEU域外企業のEU子会社	2025年1月1日	2026	▶ セクター横断的なトピック別基準 ESRSの第2セット: ▶ 関連するセクター別基準
大企業かつ従業員500人未満の上場企業			
上場中小企業(SME) 中小企業である保険会社および信用機関	2026年1月1日 (2028年に延期するオプションあり)	2027 (2029年に延期するオプションあり)	ESRSの第2セット: ▶ 中小企業向け基準
追加的なEU域外企業の連結報告	2028年1月1日	2029	ESRSの第2セット: ▶ 第三国基準 ³

比較期間の開示が要求されていますが、企業は比較情報の開示を1年延期することができます(すなわち、適用初年度に比較情報を提供しないことができます)。CSRDに基づく報告への移行を容易にするため、ESRSにおける特定の開示要求事項(例えば、特定のバリューチェーンの指標、定量的および予想される財務的影響)は段階的に導入され、一部の段階的導入規定は企業の規模に依存します。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージでは、CSRDの適用対象となる企業の適用開始日は：

- ▶ 2024 年度: NFRD の対象であった企業(すなわち、その年の平均従業員数が 500 人超の大企業かつ上場企業)、および NFRD のしきい値を満たす EU 規制市場に株式上場しているまたは特定の負債性証券を有するその他の上場企業(EU 域外企業など)
- ▶ 2027 年: 2024 年度に報告対象とならない大企業
- ▶ 2028 年度: CSRD の対象となる EU 域外企業(すなわち、上記の「追加的な EU 域外企業の連結報告範囲」に記載されたしきい値を満たす大企業である EU 域内子会社または支店を有する EU 域外の親会社)

2024 年度に報告義務のある企業や、2028 年度に連結単位で報告義務のある EU 域外企業の適用開始日は、提案されているオムニバス・パッケージでは変更されていません。

適用開始日を延期する指令が国内法制化されるものの、適用対象範囲の変更を含む指令が法制化されない場合、2026 年に CSRD の対象となる中小企業群の発効日は、2028 年に適用開始となります。

必要な開示場所

CSRDとESRSは、EU企業のマネジメントレポートにおいて、基準によって求められるサステナビリティ情報の開示を要求しています。しかし、CSRDの適用範囲に含まれるEU子会社が、EU域外の親会社のサステナビリティ報告書に含まれることで報告義務を満たす場合、EU子会社は、EU域外の親会社の連結サステナビリティ報告書(連結マネジメントレポートではなく)に要求される開示を含めることができます(例えば、米国証券取引委員会に登録されている企業は、Form 10-Kに当該情報を含める必要はありません)、EU子会社のマネジメントレポートには当該レポートへのリンクが記載されます。

また、CSRDは電子報告フォーマット(欧州単一電子フォーマット、"ESEF")を用いてサステナビリティ報告書をマークアップすることを報告企業に求めています。これにより、関係者は現在開発中の欧州単一アクセスポイント(ESAP)で報告書にアクセスできるようになります。

ESRSの開示要件

ESRSはCSRDの開示要件を定めるものです。ESRSの最初のセットは、ESGトピックを幅広くカバーする12の基準を含んでいます。これらの基準には、横断的基準とトピック別基準の両方が含まれ、いずれも要求されています。さらに、セクター別基準、上場中小企業向け基準、EU域外企業のグローバル連結報告に関する基準が、今後EFRAGによって開発される予定です。



ESRS 1には、CSRDの下でサステナビリティ報告書を作成する際に適用される必須の概念と原則を規定しています。企業は、適用される基準に従って、サステナビリティ項目に関するインパクト、リスクおよび機会に関する全ての重要性のある情報を開示しなければなりません。また、ESRS 1は、後述するダブルマテリアリティの概念も含まれています。

ESRS 2には、企業の一般的な特性、事業の概要、見積りや見積りの不確実性、表示の変更や過年度の誤謬の訂正に関する開示など、トピック横断的なサステナビリティ報告の開示要求事項を規定しています。さらに、ESRS 2は、戦略(SBM)やガバナンス(GOV)、サステナビリティのインパクト、リスクおよび機会(IRO)の重要性(マテリアリティ)評価に関する開示も要求しています。

トピック別基準には、ESG事項に関するセクター横断的な開示要求事項が含まれており、企業のサステナビリティ報告書の利用者が、企業がこれらのESG事項に与えるインパクト、企業がESG事項から受ける重要性のあるリスクと機会、これらのESG事項が企業の価値創造に与える影響を理解することを目的としています。トピック別基準には、方針、目標、行動計画、リソースのほか、ESG事項に関するパフォーマンス測定をカバーする開示要件が含まれています。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージは、ESRSにおける報告の負担を軽減することを目的としています。ECはEFRAGに対し、報告すべきデータポイントの数を減らし、定性的な開示よりも定量的な開示を優先することで、ESRSを簡素化するよう指示しています。EFRAGはESRSの改正を策定し、2025年10月31日までにECに提出し、採択を求める予定です。

さらに、セクター別基準や中小企業向け基準は開発されません。(後者については中小企業がCSRDの対象外となるためです)。

重要性(マテリアリティ)

ESRSは「ダブルマテリアリティ」という概念を用いており、これは、開示が「インパクト」の観点、財務的観点、またはその両方の観点から重要性がある場合に、重要性があるとみなされます。サステナビリティ項目が、インパクトの観点から重要性がある場合、企業の人々や環境に対する実際のまたは潜在的な、正のまたは負のインパクトに関連しています。サステナビリティ項目が、企業のキャッシュ・フロー、発展、業績、財務状態及び資本コストや資金調達へのアクセスなど、財務に重要な影響を及ぼす、または及ぼす可能性がある場合には、財務的観点から重要性があります。

この定義は、影響を受けるステークホルダー(従業員、顧客、ベンダー、地域社会など)と、サステナビリティ報告情報のその他の利用者(投資家、債権者など)の両方を考慮しています。しかし、ガバナンス、戦略、インパクト・リスクおよび機会の管理、行動の有効性および目標達成に向けた進捗のモニタリングに関する開示を扱うESRS 2には、マテリアリティは適用されません(つまり、データポイントを含むすべての開示が求められます)。さらに、ESRSの一部のデータポイントは他のEU法でも要求されています。

ダブルマテリアリティの評価は報告単位で行われます。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージは、「ダブルマテリアリティ」の概念に変更を加えるものではありません。

弊法人のコメント

ESRSにおけるダブルマテリアリティの概念は、国際サステナビリティ基準審議会が用いるマテリアリティの定義よりも広範であり、企業はインパクトの観点からどの事項を開示すべきかについて追加的な判断を行う必要があります。ダブルマテリアリティは企業にとって新しい概念であるため、EFRAGはダブルマテリアリティの評価方法に関する適用ガイドラインを公表しました。³

タクソノミー要件

CSRDの対象となる企業(2028年度に連結単位での報告が義務付けられるEU域外企業を除く)は、EUタクソノミー規則(EUタクソノミー)にも準拠する必要があります。

EUタクソノミーは、「サステナブルな」経済活動を構成するものを明確に定義し、共通の言語を提供する枠組みであり、次の6つの環境目標のいずれかに貢献する経済活動を対象としています。6つとは、気候変動の緩和、気候変動への適応、水および海洋資源の利用と保護、循環型経済への移行、汚染の防止と抑制、生物多様性の保全と回復のことです。EUタクソノミーは、企業の経済活動をサステナブルな経済活動か、サステナブルな経済活動に関連しないものかに分類する方法であり、次の2つの質問を順番に行います:

- ▶ 企業が提供する製品やサービスの種類は、特定のサステナビリティ目標に貢献できるか？
- ▶ 企業はそれらの製品やサービスを、実質的に持続可能な形で提供しているか？

企業は、どの経済活動(例えば、風力発電による電力生成)が自身が属する産業のEUタクソノミーの基準を満たすかを判断し、有害性とセーフガードの評価に使用される一連のスクリーニング基準に適合するかどうかを分析しなければなりません。

複雑なEUタクソノミーのルールは、企業の収益、収益的支出(OpEx)、資本的支出(CapEx)のうち、持続可能な経済活動から得られる、または関連する割合に関する主要なパフォーマンス指標を生み出すことを目的としています。これらは、EUの主に科学に基づいた基準に照らして評価され、同業他社と比較可能です。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージは、純売上高 4 億 5,000 万ユーロ超、かつ、従業員数 1,000 人超の企業に対してのみ、EU タクソノミーの下での報告を義務付けるものです。この提案は、重要性の基準を導入し、報告すべきデータポイントを減らすことで、EU タクソノミーに基づく報告要件を大幅に簡素化することを目的としています。

EU タクソノミー規則を改正するための委任法は EC によって採択されますが、採択されれば 2026 年 1 月 1 日に発効する予定です。

保証要件

CSRD では、財務諸表監査人、または EU 加盟国が CSRD を国内法に組み込む際に選択した、EU 加盟国によって認定された別のプロフェッショナル・サービス・ファームまたは独立した保証サービス提供者(IASP)が、以下について限定的保証を提供することが義務付けられています。

- ▶ ESRSを含むCSRDへの準拠
- ▶ ESRSに従って報告すべき情報を特定するために企業が実施したプロセス
- ▶ 電子報告フォーマットを使用してサステナビリティ報告書にマークアップする要件への準拠
- ▶ 前述のEUタクソノミー規則第8条に規定される報告要件への準拠

限定的保証は、報告の初年度に義務付けられています。また、ECがフィージビリティスタディを実施した後に、合理的保証への移行が予定されています。

監査法人およびその他の保証サービス提供者は、該当する場合、2026 年 10 月 1 日までに EC が委任法によって発行するサステナビリティ報告に関する保証基準を適用することが義務付けられます。



基準設定

提案されているオムニバス・パッケージは、合理的保証への移行の可能性を排除しますが、限定的保証の要件を維持しています。EC は、2026 年までに限定的保証の提供に対象を絞ったガイドラインを発行する予定です。

次のステップ

- ▶ 企業は、提案されているオムニバス・パッケージに関する動向を注視する必要があります。

- ▶ EU 域外企業は、連結グループ内のどの企業が CSRD の要件の対象となるかを検討すべきです。その後、企業は、報告単位(例えば、EU 内での最上位連結単位、グローバル連結単位など)を検討する必要があります。
- ▶ 企業は、関連する EU 加盟国の法域において、CSRD が国内法にどのように組み込まれるかを注視する必要があります。これは、適用対象の分析や第三者保証の実施者など、法令順守のさまざまな側面に影響を与える可能性があります。
- ▶ 企業は、CSRD および ESRS の適用対象および報告要件を評価するために必要な専門知識と経験が、現在のリソースレベルで十分かつ適切であるかどうかを評価する必要があります。
- ▶ また、CSRD および ESRS で要求される情報の収集に関して、既存のシステム、プロセス、および統制も検討し、新しいプロセス、システム、および統制の構築または強化が必要かどうかを判断する必要があります。

脚注

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022L2464>

² EUは2023年11月、零細企業、中小企業、大企業の定義に用いられる規模基準を引き上げる委任法を採択した。新しい基準値は、2024年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

³ https://www.efrag.org/sites/default/files/sites/webpublishing/SiteAssets/IG%202021%20Materiality%20Assessment_final.pdf